

資料編

1 各事業・取組及び担当課一覧

基本目標1 区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針1-1 理解と共感を広げる情報発信と場の創出

重点項目

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
子ども・子育て	1	子ども・子育てに関する情報提供		
		区内で安心して子育てができるよう、地域の子ども・子育てに関する情報を提供し、育児等の不安軽減ができるよう支援していきます。また、こども相談窓口の情報を区内の子育て支援者や関連機関・団体にも周知します。母子健康手帳交付時や転入の際に情報冊子を配布し、ホームページ(多摩区こそだて web)や、かわさき子育てアプリに最新の情報を掲載します。		地域ケア推進課 地域支援課
		認可保育所、認定こども園の地域子育て支援事業が一目で分かる冊子を作成、配布します。また子育てのヒントになる内容を掲載し、子育ての悩みや困ったときの参考にいただき、育児不安の解消を図ります。		保育所等・地域連携担当
		保育所等の入所希望者に向けた説明動画の区ホームページ上での公開や、区内全保育施設の情報提供シートの配布など、多様な情報をアクセスしやすく、かつ分かりやすく提供して、子どもの預け先を探す市民に対し、きめ細やかな支援を行います。		児童家庭課
	2	子ども・子育てに関する講座の開催		
		子育ての孤立化防止や子育ての悩み解消等を目的に、専門職による子どもの成長・食事や栄養等子育てに関する講演会等を開催し、子育て支援を推進します。		保育所等・地域連携担当 地域支援課 生涯学習支援課
高齢者・障がい者	3	パサージュ・たま		
		区民に障がい福祉への理解と関心を深めてもらうとともに、障がい者と地域社会のつながりづくりを目的として、区内の障がい者団体等による普及啓発活動(活動紹介、作品の展示販売等)「パサージュ・たま」を開催します。	担い手:運営委員会	地域ケア推進課
	4	地域における精神保健福祉の普及啓発		
		区内の精神保健福祉活動に関わる様々な機関が集まり、地域における精神保健福祉分野の課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会の開催等、普及啓発を中心とした取組を行います。	多摩区精神保健福祉連絡会議	高齢・障害課
	5	多摩ふれあいまつり		
		障がいのある当事者、団体、市民が参加し、出会い、ふれ合い、学び合いながら、障がい者や福祉活動に対する理解を深め、共に生きる地域社会の実現をめざします。	担い手:実行委員会	生涯学習支援課

※各事業・取組担当課連絡先を P101 に掲載しています。

基本方針1-1 理解と共感を広げる情報発信と場の創出

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
地域・防災・暮らし	6	多摩区地域包括ケアシステムの普及啓発・地域情報の発信		
		自助・互助の意識醸成のため、区ホームページや広報誌等を活用し、広く住民に向けて地域福祉に関する普及啓発をしていきます。また、地域情報や地域における支え合い活動の広報を通じて、地域活動への関心を深め、参加促進を図ります。		地域ケア推進課
	7	健康づくりのための情報発信、講座		
		健康づくり・介護予防等健康に関する情報発信を行います。また、生活習慣病予防、フレイル予防等健康づくり・介護予防等に関連した講座を開催し、普及啓発を行います。		地域支援課 地域ケア推進課
	8	認知症についての正しい理解の普及啓発 ★		
		認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりに向けて、様々な世代に対して認知症についての正しい理解、予防につながる生活習慣などの普及啓発を地域の関係機関とも連携して行います。		地域支援課
	9	快適で暮らしやすい生活環境づくりのための情報発信		
		食品衛生、感染症対策や居住環境の整備、ペットの適正飼養等住み慣れた地域で快適に暮らし続けるための支援体制づくりをめざします。		衛生課
	10	防災対策啓発事業		
		防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的に「ぼうさい出前講座」を実施し、市が行う防災対策や家庭でできる防災対策の解説等を行います。また、多くの区民が、災害時の備えや防災知識を習得するために、親子で楽しく災害時の行動や日頃の備えを学ぶ「防災フェア」等を開催し、区民の自助・共助を促します。	担い手:自主防災組織(※防災フェア)	危機管理担当
	11	町内会・自治会加入促進への取組		
		転入者や未加入者へ、地域の町内会・自治会活動を紹介する「町内会・自治会加入促進リーフレット」を転入窓口等にて配布します。また、転入者の多い春の時期に、区役所ロビーにて啓発コーナーを設け、町内会・自治会活動を広く周知します。	多摩区町会連合会 稲田町会連合会 生田地区町会連合会	地域振興課 生田出張所
	12	多摩区タウンプロモーション推進事業 ★		
		区の魅力を発信し、誘客を促進する取組及び「ピクニックタウン多摩区」をキーワードにまちの賑わいとタウンイメージの向上を図ります。	担い手:区民等(取組内容による)	地域振興課

※各事業・取組担当課連絡先を P101 に掲載しています。

基本方針1-2 地域活動の担い手育成

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
子ども・子育て	13	多摩区子育て支援者養成講座		
		子どもの成長や子育てについての基礎知識や地域の子育て支援活動の情報提供、実習等を通して、子育て支援を担う人材の育成を図ります。		地域ケア推進課
	14	スキルアップ講座 ★		
		子育て支援者を対象とした講演会等を実施し、子育て支援を担う人材の育成を図ります。		保育所等・地域連携担当
	15	中高生職場体験		
		公立保育所が近隣の学校と連携し、中高生が1日保育士として乳幼児と触れ合い、子育ての楽しさ等を体験することで、地域で子育てを行う意識の醸成を図ります。		保育所等・地域連携担当
	16	PTA活動研修 ★		
地域・防災・暮らし		子どもの健やかな成長を支えるPTA活動のあり方等についての学習機会を提供することにより、各学区や行政区の特色を生かしたPTA活動の活性化を図ります。		生涯学習支援課
	17	健康づくりを担う人材の育成		
		食生活・健康づくり等のボランティア養成講座を開催し、活動を担うボランティア学習会の機会を通じて、運動の効果や基本的な知識を学べるよう進めていきます。		地域支援課
	18	認知症サポーター養成講座		
		認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で暮らす認知症の方やその家族を応援・手助けする「認知症サポーター」を養成し、また、その後の活動を支援するフォローアップ等を開催して、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。	多摩区認知症キャラバンメイト「たまのわ」	地域支援課
	19	地域防災力強化に向けた取組		
		避難所運営会議への出席や防災出前講座などを通じて、地域の方が防災に関心を持ち、災害時に対応できるよう取組を進めていきます。	関係団体:町内会・自治会、自主防災組織、学校	危機管理担当
	20	多摩区観光ボランティアガイドの養成 ★		
		豊富な自然や文化施設、観光資源といった多摩区の魅力を紹介する観光ボランティアガイドの養成を行います。	担い手:多摩区観光協会	地域振興課
	21	市民エンパワーメント研修 ★		
		市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民自らが考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように支援します。		生涯学習支援課

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本方針1-3 地域活動への支援

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
子ども・子育て	22	多摩区こどもの外遊び交流事業		
		「外遊び」を通じて子どもの生きる力を育み、創造力を培うとともに、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。外遊びの催しや外遊び活動の担い手となる人材の育成、外遊び活動の支援等を行います。	担い手:多摩区こどもの外遊び交流委員会	地域ケア推進課
	23	PTA家庭教育学級講師派遣 ★		
		子どもの理解や親の役割及び家庭環境、家庭教育に関する地域における諸課題等についてPTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行います。	担い手:PTA	生涯学習支援課
高齢者・障がい者	24	老人クラブ育成事業		
		地域の高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、社会活動等の老人クラブ活動を支援していきます。	協働等:老人クラブ連合会	高齢・障害課
	25	当事者・家族会等のグループ支援		
		統合失調症や発達障がい等、様々な精神疾患を抱える当事者の家族を対象に、家族会の協力を得て「家族教室」を実施します。病気や障がいに関する情報等の提供や家族としての経験を分かち合うための座談会、及び社会資源の見学等を通じて、精神医療や福祉制度の理解を深め、孤立の防止や家族の対応能力の向上を図るとともに、こころの病について考える機会とします。	家族会:泰山木の会	高齢・障害課
地域・防災・暮らし	26	民生委員児童委員の活動支援		
		民生委員児童委員と区役所の情報の共有や、市民に向けた活動の広報、活動に関連した研修会の実施等、民生委員児童委員活動の支援を行います。		地域ケア推進課
	27	地域のサロン等への支援		
		身近な地域の中での居場所や人と人がつながり交流できる場における仲間づくり、情報交換、学び等の取組を支援し、地域での見守りを地域住民、関係機関と連携して推進していきます。		地域ケア推進課 地域支援課
	28	多摩区食生活改善推進員連絡協議会の支援		
		地域で食を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員の活動について、活動に必要な知識の伝達及び地域活動の活性化を図るための支援を行い、食を通じた地域づくりを推進します。	多摩区食生活改善推進員連絡協議会	地域支援課
	29	健康づくりと地域参加		
		「多摩区みんなの公園体操」「多摩区いきいき体操」「多摩区健康ウォーク」等、地域での閉じこもり予防を行い、身近な地域で気軽に参加できる活動を周知していきます。	関係者:地域ボランティア	地域支援課

※各事業・取組担当課連絡先を P101 に掲載しています。

基本方針1-3 地域活動への支援

分野	事業 番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
地域 ・ 防災 ・ 暮らし	30	自主防災組織への運営支援		
		町内会・自治会やマンション管理組合等で構成する自主防災組織に対し、防災用資器材購入費用の一部を助成する等、自主防災組織の活動を支援するとともに、地域の自主防災組織の結成・加入等を促進していきます。	関係団体：自主防災組織	危機管理担当
	31	多摩区コミュニティ施策区域レベル取組推進事業		
		地域で活動する団体等からの相談受付や活動支援に向けたコーディネート等を行うソーシャルデザインセンターについて、区民主体で効果的に運営するための支援を行い、市民創発による地域課題の解決に向けた取組を進めます。	関係団体：多摩区ソーシャルデザインセンター	企画課 地域振興課
	32	市民活動支援事業		
		市民活動のための打ち合わせ等を行うための会議室、資料作成を行うための印刷・作業スペース等の機能を備えた「多摩区民活動・交流センター」を区民との協働により運営し、市民活動団体等の活動の発展、交流、相互支援を促進します。	担い手：多摩区民、活動・交流センター運営委員会	地域振興課
	33	町内会・自治会活動の支援		
		地域住民が主体となった地域課題の解決等への取り組みや、多くの住民の参加とつながりを促進するにあたり、要する費用の一部について補助金を交付するなど、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会活動の活性化を支援します。	多摩区町会連合会 稲田町会連合会 生田地区町会連合会	地域振興課 生田出張所
	34	市民自主学級・市民自主企画事業		
		地域や社会の課題解決に向けて、市民が企画提案し、市民館と協働で市民に身近な学習の場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化します。	担い手：企画運営委員会	生涯学習支援課
	35	公園・街路樹等の愛護活動支援 ★		
		公園緑地愛護会等への支援を実施し、公園緑地等における市民協働の取組を推進します。	管理運営協議会 公園緑地愛護会 街路樹愛護会	道路公園センター

※各事業・取組担当課連絡先を P101 に掲載しています。

基本目標2 多世代交流でつながる地域づくり

基本方針2-1 誰もが気軽に参加できる活動・交流の機会づくり

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
子ども・子育て	36	多摩区子育て支援パスポート事業		
		区商店街連合会との協働により、区内の妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭へ、子育て応援店によるサービスの提供等の支援を行うことで、商店街を中心に地域のコミュニケーションの機会を増やし、地域社会が一体となって子育てを支援する体制を推進します。	担い手:多摩区商店街連合会	地域ケア推進課
	37	子育てサロン・子育てひろば		
		乳幼児期から親同士の交流を図り、孤立化を防止します。また育児不安や育児ストレスの軽減ができるよう、親同士による情報交換や専門職による育児相談を実施していきます。		地域支援課
		多摩区へ引っ越してきたばかりの親子等に集いの場を提供します。仲間づくりや地域の子育て資源の情報提供を行いながら地域へつなげていきます。		保育所等・地域連携担当
	38	子ども子育て推進事業		
		育児不安やストレスの軽減、親同士の交流及び父親の育児参加を目的に、楽しく集い遊ぶ場と情報の提供や、安全に遊べる環境整備を、地域の子育て支援者等と協働で推進していきます。	関係団体:公私立認可保育園、民生委員児童委員協議会、KFJ 多摩すかいさつず、菅こども文化センター、地域子育て支援センター宙	保育所等・地域連携担当
	39	身体測定・遊びの広場		
		子育て中の親子を対象に、公立保育所において、子どもの身体測定や家庭でも楽しめる遊びの提供、専門職による子育て講座を行い、子育ての悩みを解決し、近隣の子育て世代の仲間づくりを推進します。		保育所等・地域連携担当
	40	子育てひろば・外国人の子育てひろば		
		子育て中の親子を対象に、家庭の教育力を培い仲間づくりを行う機会を提供します。	担い手:子育てを考える会「グレープ」	生涯学習支援課
	41	たまたま子育てまつり		
		子育て中の親子や区民を対象に、子育て力を養い、仲間探しをする場づくりを行います。また充実した子育て支援を行うため関係する団体間のネットワークの構築をめざします。	担い手:実行委員会	生涯学習支援課

※各事業・取組担当課連絡先を P101 に掲載しています。

基本方針2-1 誰もが気軽に参加できる活動・交流の機会づくり

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
高齢者 ・ 障がい者	42	障がい者と地域住民の交流の場「障がい者社会参加学習活動」		
		地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障がいのある人の社会参加を図り、共に生きる地域社会の実現をめざします。	担い手:青年教室ボランティア	生涯学習支援課
地域 ・ 防災 ・ 暮らし	43	「Anker フロントタウン生田」との連携イベント・教室 ★		
		Anker フロントタウン生田と連携して、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供し、地域住民の交流、地域の活性化を推進します。	区内民間事業者との連携	地域振興課
	44	多摩区スポーツフェスタ		
		地域のスポーツ資源を活用し、地域の特色を生かしたスポーツイベント「多摩区スポーツフェスタ」を実施することにより、区民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、スポーツ活動を通じた地域住民の交流、地域の活性化を図ります。	担い手:実行委員会(スポーツ推進委員会、青少年指導員連絡協議会、子ども会連合会等で構成)	地域振興課
	45	川崎市多摩スポーツセンターの運営 ★		
		指定管理者による施設運営を通じ、市民のスポーツの普及及び振興に関する各種事業を行っています。気軽にスポーツに親しめる場を提供することで市民の健康維持・増進を推進します。		地域振興課
	46	魅力的な公園整備事業		
		既設公園の老朽化に伴う施設更新やバリアフリー化等の再整備を行い、多様な公園利用者の利便性を向上させます。また、再整備にあたっては地域と調整し、地域の交流の場としての活用に資する整備を行います。		道路公園センター

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

分野	事業 番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
地域 ・ 防災 ・ 暮らし	47	地域包括ケアシステムの推進		
		自助・互助の意識の醸成や、身近な課題への住民主体の取組を広めていくため、課題解決のプロセスを住民と共有し、地域特性に応じた「多世代で支え合う」地域づくりを進めます。	関係団体：区民及び 区内の関係団体	地域ケア推進課
	48	地区カルテ等を活用した地域ごとの情報の集約と見える化		
		地域づくりに関わる多様な主体と地域の概況や課題を共有し、課題解決を促進するツールとして、地区カルテを効果的に活用していきます。		地域ケア推進課
	49	多摩区・3大学連携事業		
		地域資源である区にゆかりのある3大学を活用した魅力あるまちづくりを推進するため、大学と地域の交流・連携を図るとともに、地域の様々な課題の解決に向けて、大学と連携した取組を実施します。		企画課
	50	生田地区コミュニティ推進事業 ★		
		生田地区のコミュニティ活動を活性化するために、生田地区の実情に応じた拠点活用を行います。		生田出張所

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針3-1 支援が必要な人への見守り・支え合いの推進

重点項目

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
子ども・子育て	51	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問 ★		
		生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭に対し、訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定や相談を行います(新生児訪問)。又は、子育て家庭と地域とのつながりをつくるため研修を受けた地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届けます(こんにちは赤ちゃん訪問)。	こんにちは赤ちゃん訪問:区主催の研修を受けた地域の方	地域支援課
	52	産後の健康相談、育児相談 ★		
		産後の母親の健康や、日常の育児の心配や不安があるとき、お子さんの成長や発達を確かめたいときの育児相談を行います。		地域支援課
	53	子ども・子育て相談 ★		
		養護相談(虐待相談含む)、障がい相談等、0歳から18歳の子どものに関する問題について、家庭その他からの相談に応じ子どもの福祉を図るとともに権利を擁護します。		地域支援課
高齢者・障がい者	54	学習支援・居場所づくり事業 ★		
		生活保護受給世帯及びひとり親家庭の小学3～6年生及び中学生を対象に学習支援を行い、生徒の高校進学率向上を図るとともに、子どもの居場所づくりを行い、「貧困の連鎖」の防止に取り組みます。		保護第1課・第2課
	55	ひとり暮らし等高齢者見守り事業		
		地域の実情に通じている民生委員児童委員の協力のもと、ひとり暮らし高齢者等の世帯状況や身体状況等の実態を把握し、安心して生活を営めるよう、見守りネットワークづくりに活用していきます。	関係団体:民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター	高齢・障害課
	56	認知症等行方不明 SOS ネットワーク事業 ★		
高齢者・障がい者		行方不明になり生命に危険を及ぼす可能性のある認知症等の方の情報を事前に登録することにより、行方不明となった際に速やかに発見するための緊急連絡体制を関係機関と連携して構築します。また、近隣の市区町村と連携を図り、高齢者の安全を確保し家族への支援を行います。		高齢・障害課
	57	高齢者・障がい者相談支援の実施 ★		
高齢者・障がい者		高齢者や障がい者が安心して暮らし続けることができるよう、高齢者・障がい者に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービス等につなぎ、継続的なフォローを行います。また、高齢者や障がい者等への虐待に関する相談窓口の普及啓発と、通報に対する迅速かつ適切な対応を関係機関と連携して実施するとともに、虐待の防止にも取り組みます。	関係団体:地域包括支援センター、介護サービス事業者、障害者相談支援センター、医療機関、警察署等	高齢・障害課

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
地域・防災・暮らし	58	川崎市地域見守りネットワーク事業		
		協力事業者等から連絡のあった、異変のある地域住民の情報を基に関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。全市的な協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的な事業実施を行います。	担い手:協力事業者	地域ケア推進課
	59	認知症訪問支援事業		
		認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士等専門職種の連携により、認知症高齢者とその家族への支援体制の構築を推進します。	関係団体:医師会、病院・診療所、訪問看護ステーション、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター等	高齢・障害課
	60	災害時要援護者避難支援制度		
		災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者に対し登録を促し、希望者からの申し込みを受けて登録を行います。申し込みにより作成した災害時要援護者名簿を支援組織(町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員)に提供する等、地域における共助による避難支援体制づくりが円滑に進むよう支援をしています。	関係団体:町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員	高齢・障害課 危機管理担当

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本方針3-2 区民・団体・民間・行政の連携

分野	事業 番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
子ども ・ 子育て	61	多摩区こども総合支援連携会議		
		子どもに関わる市民活動団体・機関・関係部署のネットワークを活かし、地域全体で子育て支援を推進します。	担い手:子ども支援 関連の団体、関係機 関	地域ケア推進課
	62	多摩区要保護児童対策地域協議会実務者会議		
		多摩区における要保護・要支援児童の早期発見や適切な援助を図るため、関係機関・団体等が情報や考え方を共有することにより、子どもを守る地域支援ネットワークを構築し、支援機能の強化をめざします。	関係団体:児童相談 所、民生委員児童委 員協議会、小学校、 幼稚園、保育園、医 療機関等	地域支援課
	63	多摩区幼保小連携事業		
		区内の幼稚園・保育所等・小学校の職員が連絡会議や交流事業を通し、相互に理解を深め、幼児・児童に関する諸課題について話し合い、情報共有や交流を行いながら、相互協力・連携を進めていきます。	関係団体:幼稚園、 保育所等、小学校	保育所等・地域 連携担当
	64	民営保育所・保育施設等への訪問・連携		
		区の施策や行政の情報提供及び各種研修、会議を実施し、保育の質の向上を図ります。地域の保育所等の状況等を把握するとともに相談に応じたり、関係機関との連携を図る等、地域の子ども・子育て支援機能の強化をめざします。		保育所等・地域 連携担当
	65	多摩区子育て支援会議 ★		
		地域の子育て支援に向けた活動を幅広く展開している行政機関、市民団体・グループが、活動や事業について情報交換を行い、子育て中の親子を取り巻く状況と課題を共通認識し、ネットワーク化を図って課題解決をめざします。	担い手:子ども支援 関連の団体、関係機 関	生涯学習支援課

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本方針3-2 区民・団体・民間・行政の連携

分野	事業番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
高齢者・障がい者	66	地域ケア会議(個別ケア会議、地域ケア圏域会議、相談支援・ケアマネジメント会議)		
		高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に図ります。	関係団体:地域包括支援センター、区社会福祉協議会、介護サービス事業者、医療機関、町内会・自治会、民生委員児童委員協議会	高齢・障害課
	67	多摩区在宅療養推進協議会		
		在宅医療の推進役として配置された在宅療養調整医師が中心となり、地域の実情に応じた在宅医療・介護に関わる多職種連携の強化、在宅療養者に対する一体的な支援体制の構築、在宅医療の正しい知識と理解の浸透をめざした普及啓発を行います。	関係団体:医師会、病院・診療所、訪問看護ステーション、薬剤師会、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、介護サービス事業所等	高齢・障害課
	68	多摩区地域自立支援協議会		
		障がい者と家族が地域で安心して生活できるよう、障がいに関する普及啓発、社会資源の開発、支援技術の向上に取り組みます。相談支援事業を始めとする地域の障がい福祉関係機関の連携の強化をめざします。	関係団体:障害者相談支援センター等	高齢・障害課
	69	多摩区精神保健福祉連絡会議		
		医療、保健、福祉、教育等各分野の委員で構成され、精神保健福祉に関して、区内の活動ネットワークを構築し、地域における課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会等の普及啓発に取り組みます。	関係団体:病院・診療所、大学、グループホーム、障害者相談支援センター、家族会、ボランティア等	高齢・障害課

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本方針3-2 区民・団体・民間・行政の連携

分野	事業 番号	取組・事業名(第7期から新たに位置づけた取組・事業には★を付けています)		
	具体的内容		協働・連携団体等	所管
地域 ・ 防災 ・ 暮らし	70	多摩区支え合いのまちづくり推進会議		
		多摩区地域包括ケアシステム推進のため、地域ニーズや課題の共有や、区地域福祉計画の策定と事業評価について各種団体の代表者と意見交換を行います。	保健、医療、福祉の関係団体、地区社会福祉協議会、地域住民の代表者等	地域ケア推進課
	71	区・地区社会福祉協議会との連携		
		区役所と区・地区社会福祉協議会が連携し、子ども・高齢者・障がい者等の各分野の情報共有や各主催事業での協力体制を図りながら、地域福祉を推進していきます。		地域ケア推進課
	72	庁内の各種連携会議		
		「多摩区地域包括ケア推進本部会議」「コミュニティ検討部会」等の庁内会議を活用して、地域情報や各所管課が実施する事業や課題について共有し、連携を強化します。		地域ケア推進課
	73	多摩区健康づくり推進連絡会議		
		「かわさき健康づくり21」の推進とともに、健康づくり推進のネットワークづくりをめざします。	関係団体：医師会、歯科医師会、中学校、小学校、その他健康関連の団体	地域支援課
	74	多摩区食育推進分科会		
		地域の食に関する課題や取組について、地域の様々な関係団体と協働して食育を推進するために必要な検討及び情報共有等を行います。川崎市食育推進計画の推進とともに、地域特性を活かした食育推進のネットワークづくりをめざします。	関係団体：栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、食品衛生協会等	地域支援課
	75	関係営業施設との連携		
		食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア等との連携による地域づくりを推進します。		衛生課

※各事業・取組担当課連絡先を P101に掲載しています。

基本理念「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」や「多摩区」をイメージして、障がい者施設等に通所している利用者の方に描いていただきました。



2 各事業・取組担当課連絡先一覧

	担当課	電話(代表)
地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)		
	地域ケア推進課	044-935-3267
	地域支援課	044-935-3294
	児童家庭課	044-935-3297
	高齢・障害課	044-935-3266
	保護第1課・第2課	044-935-3252
	衛生課	044-935-3306
	保育所等・地域連携担当	044-935-3104
	危機管理担当	044-935-3146
まちづくり推進部		
	企画課	044-935-3147
	地域振興課	044-935-3133
	生涯学習支援課(多摩市民館)	044-935-3333
区民サービス部		
	生田出張所	044-933-7111
道路公園センター		
	道路公園センター	044-946-0044

3 第7期多摩区地域福祉計画の策定経過

年月日		策定の経過
令和4年 (2022) 11月~12月		第6回川崎市地域福祉実態調査の実施
令和5年 (2023) 6月	28日	令和5年度第1回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第1回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期川崎市・各区地域福祉計画の策定について ○第6期多摩区地域福祉計画の令和4年度評価について ○多摩区の現況と第6回川崎市地域福祉計画実態調査について ○第7期多摩区地域福祉計画策定に向けた意見交換 ○多摩区地域包括ケアシステムの取組状況について
8月	7日	令和5年度第2回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第2回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期多摩区地域福祉計画 計画策定スケジュール及び体系について ○第7期多摩区地域福祉計画目次(案)及びレイアウトイメージについて ○第7期多摩区地域福祉計画 骨子案について
	30日	令和5年度第1回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○第7期多摩区地域福祉計画策定について
9月	27日	令和5年度第3回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第3回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○第7期多摩区地域福祉計画の素案について
12月	1日~ 令和6年 1月22日	パブリックコメント
令和6年 (2024) 1月	14日	高齢・障害・地域福祉計画 説明会
2月	26日	令和5年度第4回多摩区支え合いのまちづくり推進会議 兼 令和5年度第4回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議幹事会 ○説明会・パブリックコメントの実施結果について ○第7期多摩区地域福祉計画について
3月	13日	令和5年度第2回多摩区地域包括ケアシステム推進本部会議 ○地域包括ケアシステムの推進に向けた取組について ○第7期多摩区地域福祉計画について

4 多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多摩区支え合いのまちづくり推進会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見を交換する。

- (1)地域包括ケアシステムの推進に関する事
- (2)地域ニーズや課題の把握や共有及び対応策等に関する事
- (3)行政・活動団体・関係機関相互の情報共有に関する事
- (4)地域福祉計画の策定及び変更に関する事
- (5)地域福祉計画に定める取組の進捗及び行政の事業評価に関する事
- (6)前各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(委員)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)学識経験者
- (2)保健、医療関係の団体を代表する者
- (3)福祉関係の団体及び施設を代表する者
- (4)地域住民関係の団体を代表する者
- (5)ボランティア組織及び社会奉仕団を代表する者
- (6)社会福祉当事者組織及び団体を代表する者
- (7)学校関係及び保護者団体を代表する者
- (8)その他区長が特に認めた者

(開催期間)

第4条 会議の開催期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの期間とし、必要に応じて開催をする。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)地域ケア推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱の制定に伴い、多摩区地域福祉計画推進会議開催運営等要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

5 多摩区支え合いのまちづくり推進会議委員名簿

	氏名	所属
1	安陪 修司	多摩区商店街連合会
2	有北 郁子	多摩区こども総合支援連携会議
3	岩田 和可	多摩区地域自立支援協議会 北部基幹相談支援センター
4	内田 由美子	川崎市多摩区社会福祉協議会地域課
5	大澤 敏夫	川崎市多摩区社会福祉協議会 菅地区社会福祉協議会
6	大津 努	稲田地区社会福祉協議会
7	小川 町子	多摩区食生活改善推進員連絡協議会
8	奥沢 邦雄	中野島地区社会福祉協議会
9	和 秀俊	田園調布学園大学
10	木澤 静雄	登戸地区社会福祉協議会
11	岸 忠宏	多摩区医師会
12	小山 富士子	多摩区子ども会連合会
13	佐久間 真弓	よみうりランド花ハウス地域包括支援センター
14	永仮 都子	生田地区社会福祉協議会
15	松澤 明美	多摩区民生委員児童委員協議会
16	松本 英嗣	多摩区町会連合会
17	山岸 勝子	多摩区老人クラブ連合会

(五十音順 敬称略)

6 多摩区町丁別 地区組織

【稲田町会連合会】

町丁	町内会・自治会	地区民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
和泉	—	—	—
宿河原1～3、6丁目	宿河原町会	稲田東	稲田
宿河原4丁目	宿河原 4 丁目町会		
宿河原5丁目	宿河原 5 丁目町会		
宿河原7丁目	多摩新町自治会、宿河原東住宅自治会		
堰1丁目	堰町会、多摩新町自治会、メゾンドール多摩川管理組合		
堰2～3丁目	堰町会		
長尾1～7丁目	長尾町会		
菅1～6丁目	菅町会	菅第1	菅
菅稲田堤1～3丁目	菅町会		
菅城下	菅町会		
菅野戸呂	菅町会		
菅北浦1～5丁目	菅町会	菅第2	
菅仙谷1～4丁目	菅町会		
菅馬場1～4丁目	菅町会		
中野島1～3丁目	中野島町会	中野島	中野島
中野島4丁目	中野島町会、中野島住宅自治会		
中野島5丁目	中野島町会、中野島多摩川自治会		
中野島6丁目	中野島町会、中野島団地自治会		
布田	中野島町会		
登戸	登戸南武町会、登戸下河原町会、登戸南町会、登戸東本町会、登戸中央町会、登戸新川町会、登戸中部町会、登戸台和町会、登戸多摩川町会、登戸新町町内会、サニーハイツ向ヶ丘自治会、カサベルダ向ヶ丘管理組合	登戸	登戸
登戸新町	登戸多摩川町会、登戸新町町内会		

【生田地区町会連合会】

町丁	町内会・自治会	地区民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
東生田1丁目	飯室上耕地自治会、飯室中耕地自治会、飯室下耕地自治会、生田あやめ会	生田東	生田
東生田2丁目	飯室谷町会、まみあな自治会、ともしび会		
東生田3・4丁目	鷺鷥沼自治会		
東三田1丁目	大谷南自治会、多摩フラワーマンション管理組合、ハイツ向ヶ丘遊園管理組合、シティウインズ生田管理組合	生田中央	
東三田2丁目	東三田自治会、大谷台会	生田東	
東三田3丁目	大谷南自治会、公社生田住宅自治会、東三田ハウス自治会、レイディアントシティ向ヶ丘遊園団地管理組合	生田中央	

町丁	町内会・自治会	地区民児協 (8地区)	地区社協 (5地区)
枅形1丁目	生田宿自治会、明王町会、明王台ハイツ自治会	生田東	生田
枅形2丁目	根岸町会、生田宿自治会、大道町会		
枅形3丁目	松本ふたば会、榎戸交柳会、大道町会		
枅形4丁目	根岸町会、大道町会		
枅形5丁目	大谷自治会、大道自治会、根岸町会、川崎生田住宅自治会、大道町会		
枅形6丁目	稲目町会、大道自治会、松友会、松和会		
枅形7丁目	—	—	—
生田1・2丁目	土淵自治会	生田東	生田
生田3丁目	土淵自治会、明王町会、東土淵自治会、生田団地自治会		
生田4丁目	土淵自治会、生田山の手自治会、センチュリオン生田管理組合	生田東 生田中央	
生田5丁目	土淵自治会、生田山の手自治会、月見台自治会、生田みどり自治会	生田東 生田中央	
生田6丁目	生田山の手自治会、月見台自治会、大作自治会、生田グリーンハイツ管理組合	生田中央 生田第2	
生田7・8丁目	五反田自治会、生田山の手自治会	生田中央	
三田1丁目	五反田自治会、西三田住宅管理組合、三田昭和通り町会、ソフトタウン生田管理組合、三田台自治会	生田中央 生田第2	生田
三田2丁目	五反田自治会、西三田住宅管理組合		
三田3丁目	西三田住宅管理組合、三田3丁目自治会		
三田4丁目	西三田住宅管理組合、南三田町会、三田昭和通り町会、三田4丁目自治会		
三田5丁目	長沢自治会、三田5丁目自治会		
栗谷1丁目	大作自治会、栗谷町会	生田第2	
栗谷2～4丁目	栗谷町会		
寺尾台1丁目	月見台自治会、寺尾台自治会、たちばな台自治会	生田中央 生田第2	
寺尾台2丁目	寺尾台自治会、寺尾台住宅管理組合、寺尾台パークホームズ会	生田第2	
長沢1～4丁目	長沢自治会		
西生田1丁目	大作自治会		
西生田2丁目	五反田自治会、大作自治会	生田中央 生田第2	
西生田3・4丁目	大作自治会	生田第2	
西生田5丁目	大作自治会、かりがね台自治会、高見台自治会、長沢自治会		
南生田1丁目	大作自治会、南生田自治会		
南生田2・3丁目	南生田自治会、長沢自治会		
南生田4丁目	長沢自治会		
南生田5丁目	長沢春秋台自治会、長沢団地会、長沢自治会		
南生田6丁目	葉月町会、長沢団地会		
南生田7丁目	平野町会、つつじが丘自治会、生田ガーデニア自治会		
南生田8丁目	—	—	—

※「みんなではいりましょう 町内会・自治会」(令和3年4月現在 多摩区町会連合会事務局)を参考に掲載

7 各種相談窓口

1 子ども・子育てに関する相談窓口

(1)子育て全般についての相談窓口

児童相談所は、児童福祉法に基づいて設けられた専門の相談機関です。18歳未満の児童の心身の発達・障がいなど様々な問題に関する相談・援助活動を行っています。

児童家庭支援センターは、18歳未満の子どもの子育てや養育に関する相談を行っています。

名称	所在地・連絡先	名称	所在地・連絡先
北部児童相談所	多摩区生田 7-16-2 Tel:931-4300	かわさきさくら 児童家庭支援センター	多摩区菅稲田堤 1-10-5 至誠館さくら乳児院内 Tel:944-3981

(2)発達に関する相談窓口

ア 子ども発達・相談センター(きっずサポート)

児童の発達についての相談等を行っています。

名称	所在地・連絡先
きっずサポート たま	多摩区西生田 2-1-20 Tel:299-6818 Fax:299-6819

イ 地域療育センター(児童発達支援センター)

情緒障がい・言語障がい・聴覚障がい・視覚障がい・肢体不自由などの障がいがある児童、それらの疑いのある児童に関する相談・診察・検査・評価・療育・訓練などを行っています。

名称	所在地・連絡先	担当地域
川崎西部地域療育センター	宮前区平 2-6-1 Tel:865-2905 Fax:865-2955	和泉、宿河原、堰、中野島、長尾、登戸、 登戸新町、東生田、枳形
北部地域療育センター	麻生区片平 5-26-1 Tel:988-3144 Fax:986-2082	菅、菅稲田堤、菅北浦、菅城下、菅仙谷、 菅野戸呂、菅馬場、布田、生田、栗谷、寺尾台、 長沢、西生田、東三田、三田、南生田

(3)地域子育て支援センター

子育て中の親子が一緒に安心して遊べる施設です。お子さんに合った遊びの紹介、子育て情報の提供や講座、育児相談なども行っています。

名称	所在地・連絡先	名称	所在地・連絡先
宙(そら)	多摩区菅稲田堤 1-17-25 Tel:944-8866	みなみすげ	多摩区菅馬場 3-26-1 Tel:080-6702-4183
西しゅくマーノ	多摩区宿河原 2-19-6 Tel:933-4152	ますがた	多摩区枳形 6-3-1 Tel:080-9868-4676
にしきがおか	多摩区栗谷 3-28-2 Tel:080-6702-4177	なかのしま	多摩区中野島 4-22-7 Tel:090-4203-4897

2 障害者相談支援センター(障がい者の相談窓口)

(1)基幹相談支援センター

地域の相談支援機関への後方支援、広域調整、地域移行の取組等を行っています。

名称	所在地・連絡先
北部基幹相談支援センター	麻生区万福寺 2-4-7 アノンテラス新百合ヶ丘 102 Tel:299-8895 Fax:299-8896

※P107～108の各種相談窓口の掲載内容は、令和5年10月1日現在のものです。

(2)地域相談支援センター

障がい種別、年齢、福祉サービスの利用などに関わらない総合相談を行っています。

名称	所在地・連絡先	担当地域
いろはに こんぺいとう	多摩区中野島 4-19-14 プリメーラ SS101 Tel:299-6510 fax:299-7985	生田 1～3 丁目、和泉、菅、菅稲田堤、 菅北浦、菅城下、菅野戸呂、 菅馬場 1・2 丁目、中野島、布田
ドルチェ	多摩区宿河原 3-4-7 正地ビル 201 Tel:819-4510 Fax:819-4511	生田 4～8 丁目、宿河原、菅仙谷、 菅馬場 3・4 丁目、堰、寺尾台、長尾、 登戸、登戸新町、枳形 1～4 丁目
アバク	多摩区長沢 1-19-1-101 Tel:948-9890 Fax:948-9892	栗谷、長沢、西生田、東生田、東三田、 枳形 5～7 丁目、三田、南生田

3 地域包括支援センター(高齢者の相談先)

川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口です。介護保険の相談や福祉・健康・医療の相談、高齢者の権利擁護など、様々な相談に応じています。

名称	所在地・連絡先	担当地域
長沢壮寿の里	多摩区三田 1-18-11 パート8 1階 Tel:935-0086 Fax:935-0093	東生田、枳形5～7丁目、長沢、 東三田、三田
多摩川の里	多摩区中野島 6-13-5 Tel:935-5531 Fax:935-3511	和泉、布田、中野島、生田1～3丁目
太陽の園	多摩区栗谷 2-16-6 Tel:959-1234 Fax:959-1233	栗谷、西生田、南生田
菅の里	多摩区菅北浦 3-10-20 Tel:946-5514 Fax:946-3432	菅、菅野戸呂、菅稲田堤、 菅馬場1・2丁目、菅城下、菅北浦
しゅくがわら	多摩区宿河原 6-20-19 Tel:930-5151 Fax:930-5911	宿河原3～7丁目、堰、 長尾3～7丁目
よみうりランド 花ハウス	多摩区菅仙谷 4-1-4 Tel:969-3116 Fax:969-3160	菅馬場3・4丁目、寺尾台、菅仙谷、 枳形1～4丁目、生田4～8丁目
登戸	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 Tel:933-7055 Fax:933-7077	登戸新町、登戸、宿河原1・2丁目、 長尾1・2丁目

4 権利擁護に関する相談窓口

ご自分では福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などに不安のある高齢の方や障がいのある方の財産や権利を守り、安心して日常生活を送れるよう支援します。

名称	所在地・連絡先
多摩区社会福祉協議会 多摩区あんしんセンター	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 Tel:933-2411 Fax:911-8119

5 ボランティア・地域福祉活動に関する相談窓口

多摩区ボランティアセンターでは、ボランティアに関する様々な相談を受け付け、ボランティアの紹介や調整を行ったり、活動する上で必要な知識・技術を習得できるよう講座を開催しています。

多摩区ソーシャルデザインセンターでは、地域での活動に関する様々な相談の受け付けや、地域人材・団体の情報登録、活動支援を行っています。

名称	所在地・連絡先
多摩区社会福祉協議会 多摩区ボランティアセンター	多摩区登戸 1891 第3井出ビル3階 福祉パルたま内 Tel:935-5500 Fax:911-8119
多摩区ソーシャルデザインセンター	多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎(多摩区役所)1階 Tel:281-4422

8 川崎市地域福祉計画概要

1 計画策定の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

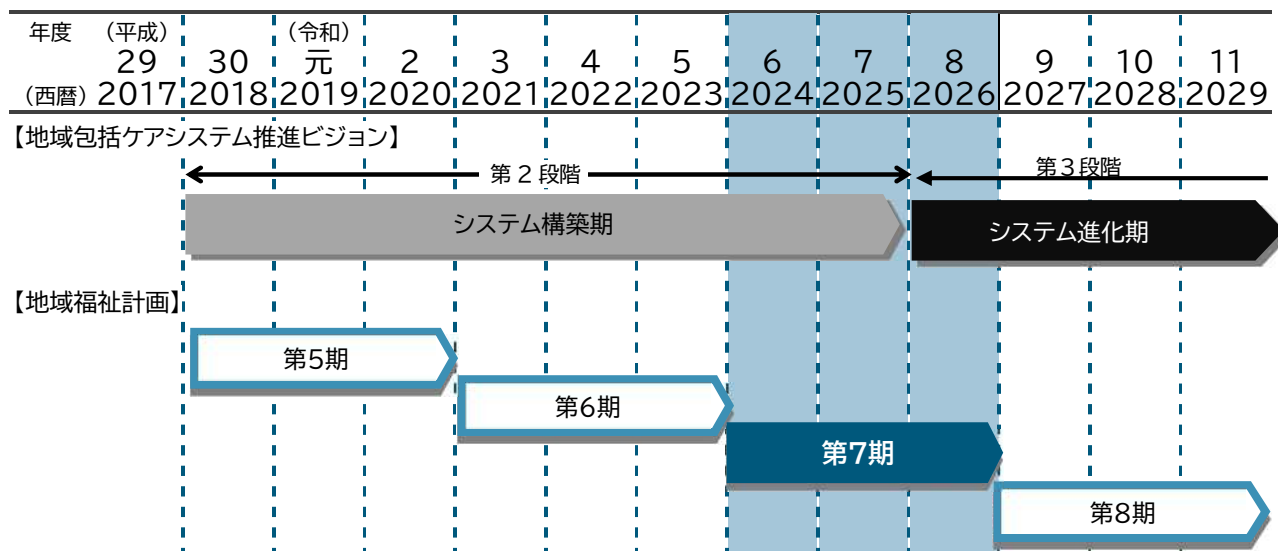
「地域福祉計画(以下、「計画」という。)」は、社会福祉法第 107 条に基づき、次の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事業(同法第 106 条の3第1項各号)の実施に関する事項

本市では、平成 16(2004)年度に第1期計画がスタートし、今回は第7期となります。また第7期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定します。

(2) 計画の期間

第7期計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。



2 地域福祉計画と関連個別計画等の関係性

地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下、「推進ビジョン」という。)を上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般(令和5(2023)年度)の「第7期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け(社会福祉法第107条第1項第1号)に鑑み、「推進ビジョン」と地域福祉計画の関連性を強めるため、推進ビジョンの視点と合わせた基本目標とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、関連計画と連携を図りながら地域包括ケアシステム構築につなげていきます。各区計画においては、地域特性に応じた取組等をまとめています。

なお、成年後見制度の利用促進を図るため、第6期計画から「川崎市成年後見制度利用促進計画」を本計画に位置付けています。

【推進ビジョンと関連個別計画の関係性】



また、地域包括ケアシステムの構築に向けては、令和元(2019)年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源(本人資源)に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

3 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

少子高齢化とともに、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、本市では、高齢者に限らず、すべての地域住民を対象に、関連個別計画の上位概念として平成26(2014)年度に「推進ビジョン」を策定しました。

(1)社会環境の変化

社会環境の変化として、本市の平均年齢は大都市の中で最も低くなっていますが、今後、高齢化率が21%を超え、超高齢社会が到来します。また、急速な高齢化の進展とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、様々な支援の担い手の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

また、新型コロナウイルス感染症(以下、「新型コロナ」という。)の収束を見据え、アフターコロナに向けた取組を推進していくことも求められています。

(2)策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりをめざす地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市では、高齢者施策が、住宅施策等の関連施策との連携を図ることや、認知症の人を支える生活支援等、他の様々な施策と仕組みを共有できる部分が多いと考えられることから、そのようなシステムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害のある方や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築をめざすこととしました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働から始められましたが、まちづくりの側面も重要と考えられることから、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことをめざしています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」をめざしています。

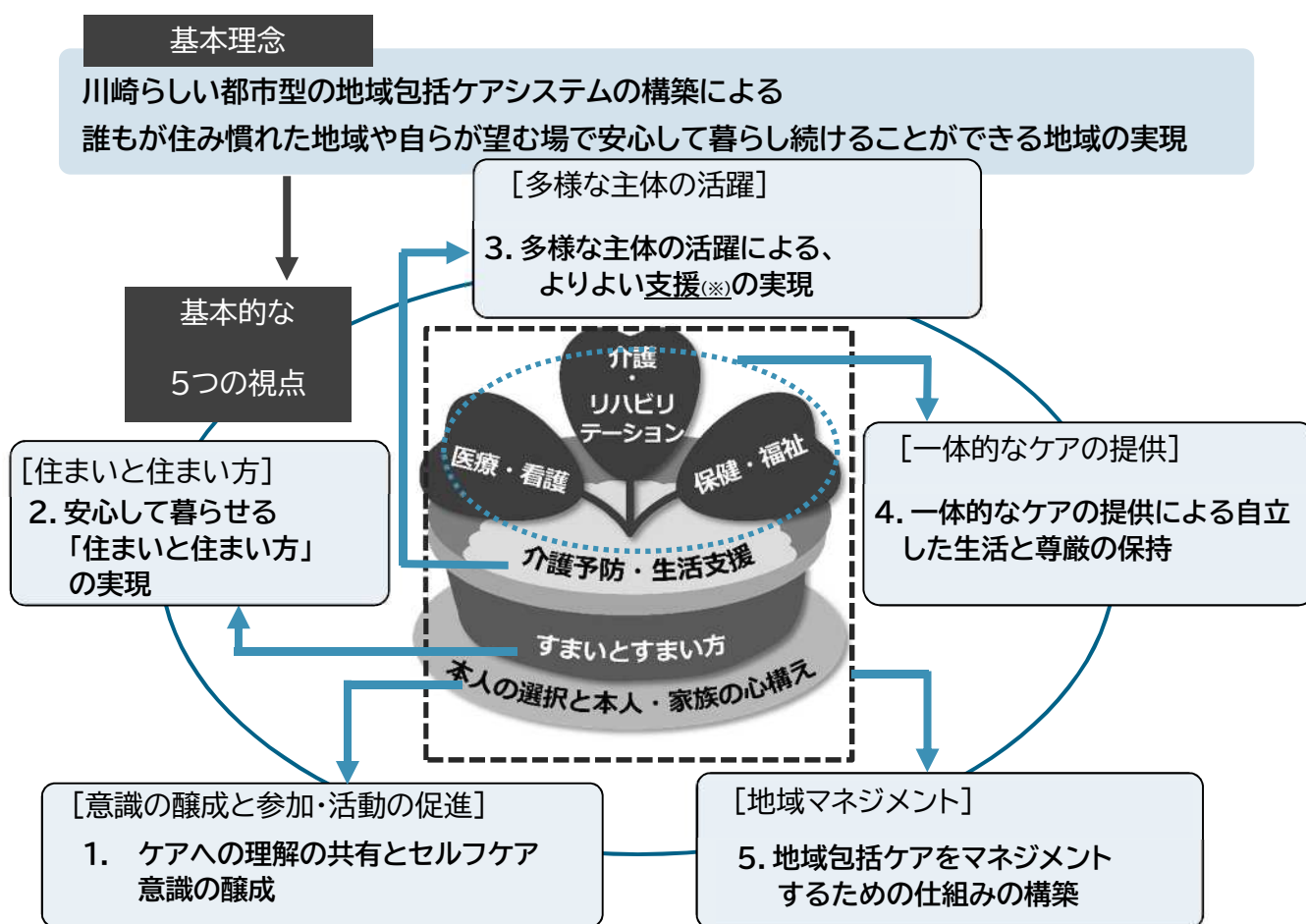
(3)推進ビジョンの概要

推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方(地域コミュニティ等との関わり方)」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～



出典：三菱UFJリサーチ & コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成 27 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

※「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4)地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

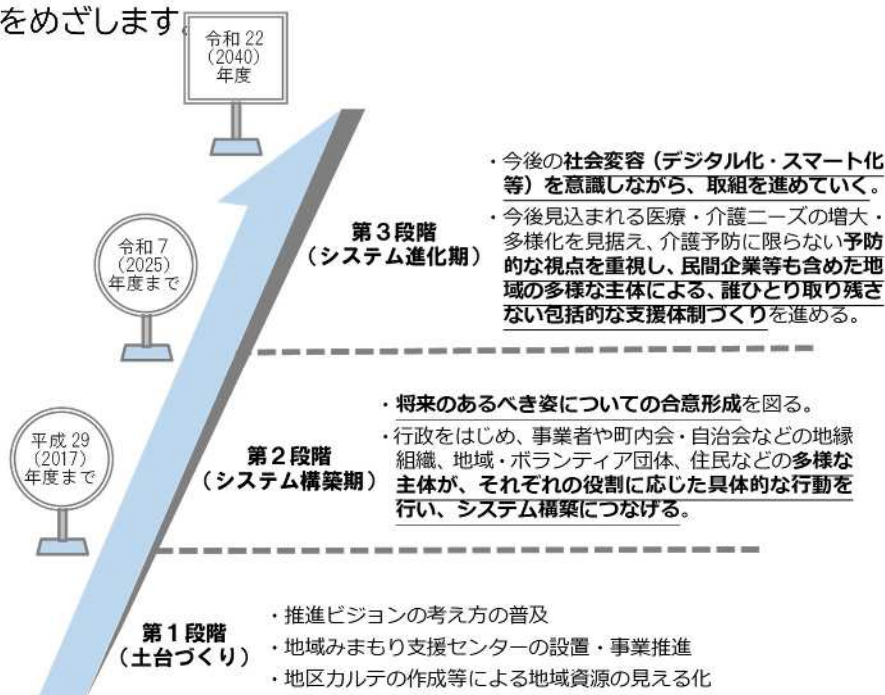
ロードマップとしては、「推進ビジョン」を策定した以降の平成 27(2015)年度から 29(2017)年度までを第1段階の「土台づくり」の期間として、平成 30(2018)年度から令和7(2025)年度までを第2段階の「システム構築期」、令和8(2026)年度以降を第3段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築をめざしています。

いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22(2040)年・以降には、ひとり暮らし高齢者世帯、夫婦のみの世帯の増加、認知症の人の増加も見込まれるなど、医療・介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されています。

さらに、家族・地域社会の変容等により、孤立・孤独、ひきこもり、いわゆる 8050 問題、ヤングケアラー等の生きづらさ・困りごとの複雑化・多様化が進んでいるほか、新型コロナの影響等による地域でのつながりの希薄化や、様々な地域活動の休止、各分野における専門職人材の不足等、地域におけるケアや支援の担い手の減少が顕著になってきています。

こうした中、第3段階の「システム進化期」に向けては、令和7(2025)年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、アフターコロナを見据えた「新しい生活様式」や、DX(デジタルトランスフォーメーション)等の社会変容を踏まえながら、予防的な視点を重視し、民間企業等も含めた地域の多様な主体による、誰ひとり取り残さない包括的な支援体制づくりを進めることで、更なる取組の加速化をめざします。

今後も、令和 22(2040)年以降も続くことが見込まれる超高齢社会に向けて、社会の持続可能性を高め、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現をめざします。



※令和 22(2040)年:いわゆる「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上高齢者(前期高齢者)となり、総人口・現役世代が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上人口が急速に増加することが見込まれています。

4 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

「推進ビジョン」の策定に伴い、平成 28(2016)年4月に、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能の充実、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関等との連携強化を進め、住民に身近な区役所において「個別支援の強化」と「地域力の向上」に取り組んでいます。

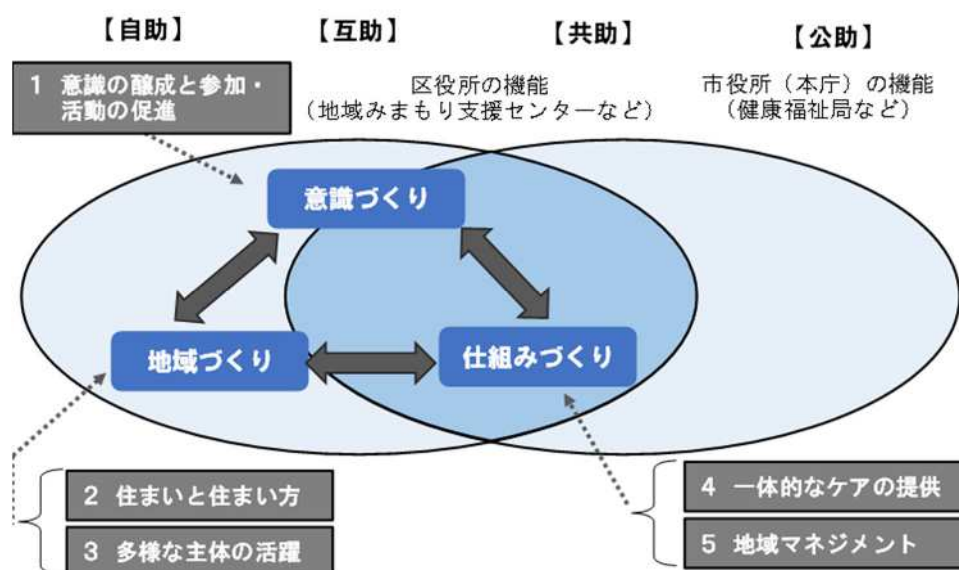
なお、地域みまもり支援センターについては、保健福祉センター内での個々人へのケアを中心とした専門支援機能との更なる連携の強化を図るため、平成 31(2019)年4月に、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)」(以下、「地域みまもり支援センター」という。)と改称しました。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所(本庁)が全市的な調整を図り、調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①誰もが生きがいを持つ地域社会に向けた意識の醸成を図る「意識づくり」、②住民主体等による地域課題の解決に向けた働きかけを推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



5 第6期計画の取組状況と第7期計画に向けた課題

(第6期計画期間:令和3(2021)～5(2023)年度)

第6期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と次期計画への課題について、次のページ以降で整理を行い、第7期計画策定につなげます。

第6期計画

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1)住民が主役の地域づくり
- (2)住民本位の福祉サービスの提供
- (3)支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4)連携のとれた施策・活動の推進



第7期計画への課題

【基本目標1】住民が主役の地域づくり

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること
- 特に活動の場づくりについては、既存の公共施設を活用しながら、公共施設に限定されない場づくりについて検討すること

【基本目標2】住民本位の福祉サービスの提供

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について、分野横断的な連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来の取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつながられる連動した仕組みづくりを一層進めること

【基本目標4】連携のとれた施策・活動の推進

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種の連携をより一層進めること
- 地域の主体的な取組をつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

6 令和7(2025)年以降を見据えためざす姿

(1)地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他者からの支援を得て問題を解決しながら生きています。

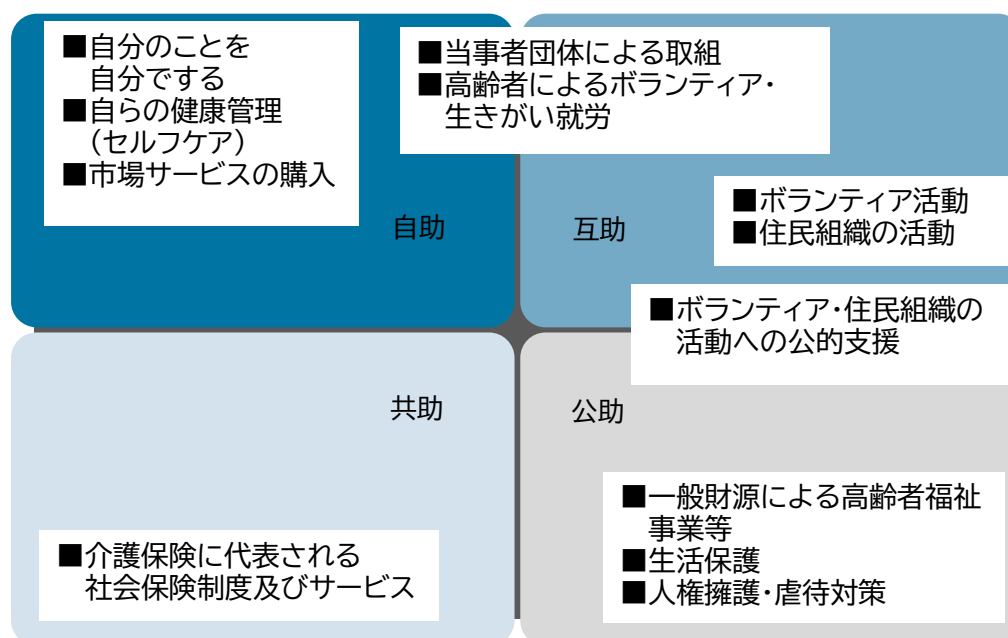
その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは自分以外の人から援助や支援を得て、問題を解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。

地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」とされています。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

【「自助・互助・共助・公助」の関係性】



出典:厚生労働省地域包括ケア研究会報告書をもとに作成

(2)地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3)令和7(2025)年以降を見据えた想定される課題とめざす姿

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約 31.5 万人(令和4(2022)年 10 月1日現在)ですが、令和7(2025)年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、16.8 万人から、令和7(2025)年には 20.5 万人まで増加することが見込まれます。また、その後、令和 12(2030)年頃の人口のピークを経て、令和 27(2045)年頃には、現役世代が約2人で1人の高齢者を支える状況となることを見込まれています。

さらに、人口動態と関連して、認知症高齢者の増加や、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等により、地域社会が変容し、生活課題の複雑化・多様化が進んでいくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「推進ビジョン」を策定し、現在、第2段階の「システム構築期」として、令和7(2025)年度を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けた各関連の行政計画において具体的な取組を進めています。さらに、第2段階に続く第3段階の社会状況を見据え、令和7(2025)年以降に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざす姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安全・安心」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源の活用」という取組ごとに整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内の取組を進め、大枠として、令和7(2025)年以降の社会変容への対応に向けた取組を推進します。

【令和7(2025)年以降の当面想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と令和7(2025)年以降の当面 想定される課題	令和7(2025)年以降の 地域福祉のめざす姿
地域の基盤	○アフターコロナを見据え「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて地域差が出てきており、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○家族機能が縮小し、あらゆる世代の人々が様々な困難や課題に直面していることから、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。	○アフターコロナの「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、オンライン等の活用による地域の状況に応じた多様な住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識ではなく、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的サービスを提供する機関は、プラットフォームビルダー等として、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	○支援に結び付かない人を地域の中で気にかけて、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。	○困ったときに声を上げられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲や相談機関に相談でき、包括的な支援につながる環境づくりが行われている。 ○日頃からの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要配慮者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進され、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現できる環境が広がっている。
次世代育成	○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が連携・協働し、オンライン等を活用した地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

7 第7期計画期間における施策の方向性

(1)計画の基本理念・目標

第7期計画では、第6期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第6期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は「推進ビジョン」を踏まえ、「①ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成」、「②安心して暮らせる住まいと住まい方の実現」、「③多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現」、「④一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現」、「⑤地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築」の5つとし、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、「推進ビジョン」に掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- 1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成
- 2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現
- 3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現
- 4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現
- 5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

1 ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

すべての住民が社会環境の変化に対応する意識を持ち、自発的に努力するとともに、「共生の意識」を育み、「自立した生活」と「尊厳の保持」を実現できる地域をめざします。

2 安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

生活の基盤として、本人の尊厳が十分に守られた住環境が整備され、本人の希望にかなった住まい方が確保された環境をめざします。

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

自立した生活の維持に向けて、インフォーマル・サポートが地域の中で提供されるよう、多様な主体の役割分担による「互助」を支える仕組みづくりを進めます。

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

本人の身体状況に応じた、専門職によるケアを多職種の連携により、切れ目なく提供できる体制づくりを進めます。特に、医療と介護の円滑な連携を進めます。

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

地域の目標を地域全体で共有しながら、個々の活動が一つの目標に向かってより効果的に機能できるような仕組みづくりを進めます。

(2)地域福祉計画推進における圏域の考え方

人口150万人を超える本市においては、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なることから、地域包括ケアシステムの構築に向けては、小地域ごとの特性に配慮した施策展開が重要です。

また、生活に身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましいことから、第6期計画においては、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進める圏域を第2層として、市内を44に分けた「地域ケア圏域」とし、さらに小規模な地域の状況把握や課題解決に向けて、町内会・自治会や小学校区等の「小地域」を第3層としました。

こうした中、第6回地域福祉実態調査においては、「助け合いができる地域の範囲」として、隣近所または町内会・自治会程度と回答した割合が7割を超えるなど、互いに支え合う関係づくりを行う範囲は、主に町名単位や町内会・自治会程度であることがわかりました。

このため、第7期計画においては、心配事や悩み事について小地域の範囲で気づきを得られるよう、住民同士の顔の見える関係づくりを支援するとともに、小地域内の情報をもとに、住民の安心を支える多様な支援を行っていくために、第6期計画で「地域ケア圏域」と位置づけた小地域よりも広い地域において、行政が中心となり、多様な主体と連携し、地域マネジメントを推進していきます。

今後も、適切な地域マネジメントに向け、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進します。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】(令和5(2023)年4月1日現在)

	圏域	圏域の考え方
第3層	(小地域) ※住民同士の顔の見える関係づくりが行われており、行政がこれを支援する圏域 町内会・自治会(650) 小学校区(114 校区) など	(例) ・町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 ・地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 ・PTAを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進している。 など
第2層	(中地域) 地域ケア圏域(44 圏域) ※行政が中心となり多様な主体と連携し、地域マネジメントを行う圏域 人口平均 約 3.5 万人 中学校区(52 校区) 地区社会福祉協議会(40 地区) 地区民生委員児童委員協議会(56 地区)	・身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 ・地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会を組織し、活動を推進している。 ・今後、地域で安心して暮らし続けられるために必要な要素を整理し、地域資源の確保に向けた取組を推進する。

第1層	(行政区域) 人口 約17万人～26万人 程度	・効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	(市域) 人口 約154万人	・市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

また、第6期計画からは、小地域において、住民同士の地域づくりが進んでいくよう、各区計画に、地域ケア圏域ごとの地域の概況を掲載し、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進しています。さらに、「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

8 第7期計画の実施状況の点検・見直し

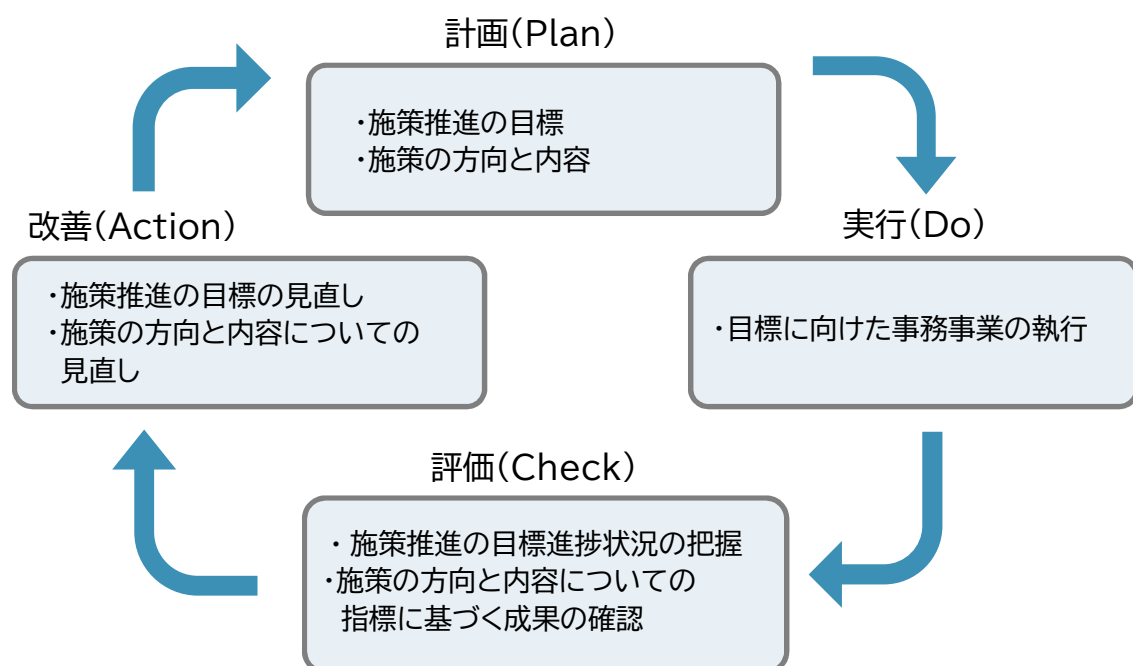
本市においては、学識経験者、地縁組織や福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、市計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区計画については、市計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に策定しており、主な取組を中心に各区計画推進会議(会議名は、別名称となっている区もあります。)において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第7期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画(令和9(2027)～11(2029)年度)につなげます。

【PDCAサイクル】



【基本理念】

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

【基本的目標】

1

ケアへの理解の共有とセルフケア意識の醸成

(1)地域包括ケアに関する情報提供の充実

- ① 地域子育て支援事業
- ② 福祉サービス第三者評価事業
- ③ 地域福祉情報バンク事業
- ④ 障害者社会参加促進支援事業

(3)地域福祉活動への参加の促進

- ① 民生委員児童委員活動育成等事業
- ② 高齢者就労支援事業
- ③ 青少年活動推進事業
- ④ 地域における教育活動の推進事業

(2)誰もが参加できる健康・いきがいづくり

- ① 健康づくり事業
- ② 介護予防事業
- ③ 生涯現役対策事業
- ④ 生活習慣病対策事業
- ⑤ 食育推進事業

(4)権利擁護の取組

- ① 権利擁護事業
・あんしんセンターの運営支援
・成年後見制度利用促進事業
- ② 人権オンブズパーソン運営事業
- ③ 女性保護事業
- ④ 子どもの権利施策推進事業

2

安心して暮らせる住まいと住まい方の実現

(1)地域での居住継続に向けた福祉施設等の整備

- ① 介護サービスの基盤整備事業
- ② 障害福祉サービスの基盤整備事業
- ③ 公立保育所運営事業
- ④ 認可保育所等整備事業

(3)活動・交流の場づくり

- ① 地域福祉施設の運営
(総合福祉センター・福祉パル)
- ② いこいの家、いきいきセンターの運営
- ③ こども文化センター運営事業
- ④ 地域の寺子屋事業

(2)誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備

- ① 住宅政策推進事業
- ② 市営住宅等管理事業
- ③ 市営住宅等ストック活用事業
- ④ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業
- ⑤ 健康リビング推進事業

(4)地域における移動手段の確保

- ① 高齢者外出支援事業
- ② 障害者の移動手段の確保対策事業
- ③ 地区コミュニティ交通導入推進事業

3 多様な主体の活躍によるよりよい支援の実現

(1) 市民・事業者・行政の協働・連携

- ① 地域包括ケアシステム推進事業
- ② 認知症高齢者対策事業
- ③ 多様な主体の活躍による協働・連携推進事業
- ④ かわさき健康福寿プロジェクト

(2) ボランティア・NPO 法人等の支援

- ① 市民活動支援事業
- ② ボランティア活動振興センターの運営支援
- ③ NPO 法人活動促進事業
- ④ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業
- ⑤ 地域振興事業
- ⑥ 地域福祉コーディネート技術研修

(3) 地域みまもりネットワークの推進

- ① 地域見守りネットワーク事業
- ② 高齢者生活支援サービス事業

(4) 災害時の福祉支援体制の構築

- ① 災害救助その他援護事業
- ② 地域防災推進事業

4 一体的なケアの提供による自立した生活と尊厳の保持の実現

(1) 包括的な相談支援ネットワークの充実 (5) 様々な困難を抱えた人への自立支援の取組

- ① 地域包括支援センターの運営
- ② 障害者相談支援事業
- ③ 児童生徒支援・相談事業
- ④ 母子保健指導・相談事業
- ⑤ 児童相談所運営事業

(2) 保健・医療・福祉の連携

- ① がん検診等事業
- ② 妊婦・乳幼児健康診査事業
- ③ 在宅医療連携推進事業

(3) 保健・福祉人材等の育成

- ① 福祉人材確保対策事業
- ② 看護師確保対策事業
- ③ 保育士確保対策事業

(4) 虐待への適切な対応の推進

- ① 高齢者虐待防止対策事業
- ② 障害者虐待防止対策事業
- ③ 児童虐待防止対策事業

- ① 生活保護自立支援対策事業
- ② 生活困窮者自立支援事業
- ③ ひとり親家庭等の総合的支援事業
- ④ 子ども・若者支援推進事業
- ⑤ 里親制度推進事業
- ⑥ 児童養護施設等運営事業
- ⑦ 更生保護事業
- ⑧ 雇用労働対策・就労支援事業

(6) ひきこもり支援、自殺対策等の推進

- ① ひきこもり地域支援事業
- ② 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業

5 地域包括ケアをマネジメントするための仕組みの構築

(1) 誰ひとり取り残さない支援体制づくり (2) 社会福祉協議会との協働・連携

- ① 地域福祉計画推進事業
- ② 社会福祉審議会の運営

(3) 総合的な施策展開に向けた連携体制の構築

- ① 川崎市地域包括ケアシステム庁内推進本部会議

第7期多摩区地域福祉計画

【発行年月】 令和6(2024)年3月

【編集・発行】 川崎市多摩区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)
地域ケア推進課

〒214-8570 川崎市多摩区登戸 1775-1

TEL 044-935-3267

FAX 044-935-3276

E-mail 71keasui@city.kawasaki.jp